（様式９－１）

旧ロシア領事館活用事業プロポーザル

複製ＣＡＤ図面データ利用申請書

　函館市長　工藤　壽樹　様

標記プロポーザルにおける企画提案書および公開用企画提案資料（以下「企画提案書等」という。）の作成に使用するため，市が原権利者（特定非営利活動法人はこだて街なかプロジェクト）から許諾を受けて作成した複製ＣＡＤ図面データの利用について，下記の利用条件に同意の上，申請します。

記

１　対象データ

旧ロシア領事館活用事業プロポーザル事業者募集要項　別添５「もと道南青年の家（旧ロシア領事館）外観等改修費用積算報告書」に掲載されている図面に係るＣＡＤデータについて，市が原権利者から許諾を受けてその全部または一部を複製したＣＡＤ図面データ（以下「複製ＣＡＤ図面データ」という。）

|  |
| --- |
| 利用申請する複製ＣＡＤデータ（いずれかにチェックし，必要事項を記入してください。） |
| □　別添５掲載図面の全部□　別添５掲載図面の一部（　　　　　　　　　　　ページ） |

２　記録媒体

　(1) 種類および数量　ＣＤ－Ｒ　１枚

　(2) 出力の形態　　　ＪＷＷファイル

３　利用条件

(1) 利用者は，企画提案書等で使用する図面を作成する目的以外の目的に複製ＣＡＤ図面データを利用してはならない。

 (2) 利用者は，複製ＣＡＤ図面データにより知り得た一切の機密および技術情報を第三者に提供または漏えいしてはならない。

(3) 利用者は，市から貸与を受けた２の記録媒体を令和３年１月２５日（月）までに市に返却すること。ただし，利用者（本申請に係る様式９－２（副申書）を提出した者を含む。）が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは，当該期限に関わらず，直ちに２の記録媒体を市に返却すること。

ア　本プロポーザルの参加申込書を提出期間内に市へ提出しなかった場合

イ　本プロポーザルの参加資格審査において失格となった場合

ウ　本プロポーザルの企画提案書を提出期間内に市へ提出しなかった場合

エ　様式８「参加辞退届」を市へ提出した場合

オ　応募者の資格要件に抵触し失格となった場合

　(4) 利用者は，企画提案書等を作成するために必要な最小限度の複製をする場合を除いて，複製ＣＡＤ図面データを複製してはならない。

　(5) 利用者は，複製ＣＡＤ図面データの記録媒体を市に返却したときは，複製した一切のＣＡＤ図面データを確実に消去すること。ただし，利用者が作成した企画提案書等で使用する図面に係るＣＡＤ図面データについては，この限りでない。

(6) 利用者は，複製ＣＡＤ図面データについて，盗難，情報漏えい，不正な利用等の事故が生じたとき，または生じるおそれがあることを知ったときは，速やかに市および原権利者へ報告すること。

(7) 利用者は，利用条件に違反した結果，市および原権利者に損害を生じさせた場合は，その損害を賠償しなければならない。

(8) これらの利用条件は，利用者が複製ＣＡＤ図面データを市に返却した後においても，有効に存続するものとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　所 在 地

名　　称

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |
| --- |
| 連　絡　先 |
| 所　　属 |  |
| 氏　　名 |  |
| 電話番号 |  |